

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件

三重国民年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から60年5月まで

会社勤めをしていた時に社会保険の担当をしていたこともあり、退職した際にA市役所で、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時にした。申立期間当時、私の国民年金保険料は妻が納付したが、妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の納付記録が漏れているのはおかしい。会社退職の際に退職金をもらっていて金銭的に余裕はあったので、申立期間が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回で7か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間における国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に実施している。

また、申立人は申立期間当時の状況を明確に記憶しており、申立人や、その家族がA市に転入した時期について、申立人は、その家族より先に同市に転入したとしているところ、申立人が記憶している転入時期と戸籍及び住民票の記録とが一致している上、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったとしているところ、同市に照会した結果、申立人は昭和59年11月1日付けで国民健康保険の被保険者資格を取得していたことも確認できること等から、申立内容は信憑性^{びょう}が高いと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が納付していたとしており、申立人の妻も、申立期間については二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立人の妻については、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 1 月まで

昭和 60 年 7 月に会社を辞めてから、次の会社が見つかるまでの間、国民年金保険料を払っていなかったため市役所から通知がきた。申立期間の保険料については、夫が市役所内にある銀行に入金した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、昭和 38 年 8 月に国民年金に加入して以降、60 歳に到達した平成 15 年 7 月まで申立期間も含め保険料を完納している上、多くの期間で付加保険料を納付しているなど、申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は、厚生年金保険の加入期間に挟まれた期間であるが、国民年金の加入及び喪失の手續の日付は明確でないものの、後日追加された形跡も無いことから、申立期間当時に手續が行われたと考えるのが自然である上、申立期間当時、申立人の夫の事業は順調であり、経済的にも保険料を納付する資力は十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間当時は A 市 B 区に居住しており、国民年金保険料は集金人に納付していた。いつごろか記憶に無いが未納期間があると連絡を受け、集金人にも納付を勧められ何回かに分けて集金人（又は区役所）に納付した記憶がある。領収書は無く、金額も記憶していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたとしているところ、A 市においては、申立期間当時、嘱託職員により 3 か月ごとに保険料の集金が行われていたことが確認できることから、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の納付記録及び社会保険事務所の記録から、昭和 44 年 7 月から申立期間直前の 46 年 3 月までの国民年金保険料については、過年度納付されたものと推認でき、当該期間の保険料の時効期限から判断すると、この過年度納付は申立期間中に納付されたものと考えられる上、申立期間直後の昭和 48 年度及び 49 年度の国民年金保険料については、3 か月ごとの納付期限内に納付されていることから、申立人の主張どおり、申立期間についても集金人による納付が行われていたと考えられるところ、申立期間の保険料を納付しないまま、翌年度の保険料から納付を行うのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

私は、今まで7回ほど引っ越しをしているが、その都度、国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料をすべて納付してきた。

昭和46年に転居した際の3か月分の保険料が未納となっているが、私としては保険料をすべて納めているつもりなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和46年5月に婚姻し、同年6月に同じ市内で転居しているが、申立期間直前の同年1月から同年3月までの保険料を同年9月に過年度納付しており、申立期間直後の保険料については現年度納付していることから、あえて申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付したとしているが、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が居住していた地区において納付組織があったことが確認できることから、申立人の主張に不自然な点はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 581

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎月、集金に来てもらい母親が納付していた。申立期間前後の期間は納付しているのに、1 年間だけ未納になっているが、母親は几帳面な性格であったため、未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、20 歳になると同時に国民年金に加入して以降、申立期間及び船員保険から国民年金への切替えの際に生じた 1 か月を除いて、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時同居していた申立人の両親は共に、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金加入期間について国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立人に転居等生活環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年9月まで
: ② 昭和49年10月から50年8月まで

申立期間①の国民年金保険料は、妻が私の分と一緒にA市のB区役所において納付していた。

申立期間②については、厚生年金保険に加入していた期間であるが、妻が知らずに二人分の国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月に国民年金に加入して以降、申立期間①の直前まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①は6か月と短期間である上、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和38年8月に国民年金に加入して以降、申立期間①を含む納付記録が確認できる昭和57年度まで保険料を現年度納付している（厚生年金保険の加入期間を除く。）ことから、納付意識が高かったものと考えられ、あえて申立期間①のみ納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人が厚生年金保険の加入資格を喪失した直後の昭和50年9月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立期間②直後の同年9月から51年3月までの国民年金保険料については当該記号番号により納付されていることから、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職した後、新たに国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる。このため、申立人は、厚生年金保険に加入していた間は国民年金への加入を継続していたとは考えられない上、申立人の国民年金保険料を納付していたと

する申立人の妻に確認しても、申立期間②に係る保険料の納付についての記憶は明確でない。

また、申立期間②について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年7月6日まで

私は、昭和47年4月に会社に入社し研修を3か月間受けた。同年4月から5月まではC市のB工場で、同年6月はD市のE部で研修を受けた後、同年7月にF営業所に配属となった。50年4月まで継続して働いており、1か月、期間が空いているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場（現在は、G社）に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出等について同社に照会したところ、人事担当者より「当時の人事記録等の資料が無いため厚生年金保険の届出等は確認できないが、当時の様子や現在の状況から判断して申立人が申し立てている期間について、当社に勤務していたことは間違いない。」旨の回答があった。

また、社会保険事務所が保管しているA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿及び同社F営業所の被保険者原票により申立期間前後に厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに、申立期間に係る雇用保険の記録もあるほか、当時の会社の同僚の供述から申立期間に申立人が在籍していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年

7月6日に同社B工場から同社F営業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和47年5月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社B工場から同社F営業所に異動した一人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和47年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、平成元年6月26日であると認められることから、申立期間のうち、平成元年6月及び同年7月までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成元年6月及び同年7月は36万円とするのが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月2日から同年8月1日まで

A市にあったB社が独立してC市にD社をつくることになったため、会社を移動した。提出した平成元年5月から12月までの給料明細書の記載からも、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。D社社長に確認したところ、厚生年金保険の加入期間が空白になることはなかったであろうとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にD社で勤務していたことは、申立人が所持している申立期間の給与明細書及び申立人の雇用保険加入記録により確認できる。また、当該事業所は平成元年5月24日に法人登記されたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成元年8月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む4人は、いずれも同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する申立期間に係る当該事業所が発行した給料明細書を確認したところ、申立期間について厚生年金保険料が控除されているものの、平成元年12月支給分の給料明細書において、当該保険料を返金する旨の

記載とともに、控除された申立期間の保険料が返金処理されていることが確認できることから、事業主による申立期間における厚生年金保険料の控除があったとは認められない。

一方、当該、控除保険料が返金された事情については、当該事業所は既に解散しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について同事業所の元役員一人に照会したところ、「厚生年金保険料を申立人の給料から控除したものの、厚生年金保険の新規適用に係る手続きが間に合わなかったため、平成元年の年末調整に併せて当該保険料を申立人に返した。」と供述している。

また、「厚生年金保険の新規適用に係る手続きが間に合わなかった。」ことについて、E社会保険事務局へ当時の新規適用時における適用の時期の取扱いについて照会したところ、E社会保険事務局管内においては、適用申請があった場合、原則、適用年月日は、「調査を完了した月の翌月1日としている。」との回答があった。さらに、当該事業所が社会保険関係事務を委託していたF事業所が保管している『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬決定通知書』において、申立人を含む4人全員の届出が平成元年6月26日に社会保険事務所において受け付けられたことが確認できる。加えて、当該事業所は、適用申請時点で既に法人格を有しており、同時点で適用要件を満たしていることは容易に確認できる状況であったと考えられ、適用日を同年8月1日とすべき特段の理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は平成元年6月26日に適用事業所としての要件を具備したものとして、新規適用に係る届出を社会保険事務所に行ったにもかかわらず、社会保険事務所の事務手続のルールに基づき、法令に定めるところとは異なる処理を行った結果、申立人の資格取得日が事実と異なる日付(平成元年8月1日資格取得)で記録されたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬月額決定通知書』において確認できる標準報酬月額から、平成元年6月及び同年7月は36万円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 419

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和44年2月11日から48年8月31日までA社B工場で勤務しており、転勤辞令を受けて、同年9月1日に同社C支社に異動した。勤務の実態及び人事記録等は、すべて本社に保存されていると思う。当時の身分証明書を提出する。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録、A社の人事記録及びA社企業年金基金への照会結果から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年9月1日にA社B工場から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管しているA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和48年4月1日とされているが、同名簿には申立期間内の同年6月から同年8月までの給与が支払われ、当該期間の給与額に基づき同年9月1日付けで申立人の標準報酬月額改定が行われたことが記録されており、これらの記録を前提とすると、申立人が同年4月1日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、昭和48年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年10月16日に、申立期間②について、同社における資格喪失日に係る記録を38年2月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月16日から同年11月1日まで
② 昭和38年1月10日から同年2月11日まで

年金特別便によると、A社において、昭和34年11月1日厚生年金保険被保険者資格取得、38年1月10日資格喪失となっているが、実際は34年10月16日資格取得、38年2月11日資格喪失である。申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和34年11月分及び38年2月分の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料額又は社会保険料額から判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和34年11月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料額から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、38年2月分の給与支払明細書に記載された社会保険料額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、当時の役員の連絡先も不明であ

る上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 583

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から52年6月まで

申立期間当時、母親は国民年金に加入して国民年金保険料を払っており、私の保険料についても払っていたようなことを母親の生前に聞いた覚えがある。母親は几帳面な性格であったので、私が20歳になった時点で国民年金保険料を掛けてくれたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後に転居した市において昭和54年4月に払い出されているが、同市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人の資格取得年月日は同年3月1日となっており、当該資格取得日は社会保険庁の記録と一致している上、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付することはできないが、申立期間について遡及納付の形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたとする区では、国民年金被保険者名簿を保管していないため確認できないが、同区を管轄する社会保険事務所において、国民年金被保険者台帳(旧台帳)、国民年金手帳記号番号払出簿等を調査しても、申立人の被保険者台帳は無い上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立期間は国民年金の

未加入期間となっていることから、保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 38 年 4 月までの期間及び 39 年 10 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 42 年 3 月まで

町内会の席上で、総代から国民年金制度ができるという話があり、その後、総代がまとめて加入手続をした。当時、国民年金保険料が納付できないほど生活に困っていたわけでもないのに、夫と共に納付した。町内会は 4 組あり、保険料は組長が毎月集金して責任者宅に届けていたが、当時の責任者である A 氏は既に死亡しているため確認できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 7 月に払い出されているが、その時点では、申立期間①及び申立期間②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、保険料をまとめて過年度納付した記憶も無い。

さらに、申立人には、昭和 42 年 7 月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が 36 年 3 月に申立人の夫と同日に払い出されているが、その時点では、申立人は厚生年金保険に加入している上、市の記録によると、当該記号番号は、厚生年金保険に加入していることを理由に 37 年 9 月に取り消されており、当該記号番号により保険料が納付された形跡も無い。

加えて、当該記号番号は、昭和 37 年 9 月に取り消されていることから、42 年 7 月に現在の国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは、申立期間①のうち 37 年 9 月以降の期間及び申立期間②は未加入期間であることから、

国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの期間及び 39 年 8 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月まで

国民年金制度が始まった時に、父親に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料については、最初は集金人が集金に各戸に来ていたので、納め忘れは無い。申立期間については、残念ながら結婚前のことであり、実家も新築した時に古い物は全部処分したので、領収書は残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付にほとんど関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 8 月に払い出されているが、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険の加入期間は、平成 12 年 11 月に申立人の年金記録に追加されたものであり、それまでは国民年金の加入期間として管理されていたことがうかがえるところ、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、保険料を現年度納付した場合、国民年金手帳の印紙検認記録欄に保険料を納付したことを示す検認印を押すこととされているが、申立人が所持して

いる国民年金手帳には、昭和40年度については検認印が押されているものの、申立期間（申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険の加入期間を含む。）について検認印は無く、保険料が現年度納付された形跡はみられない。

加えて、市が保管している申立人の国金年金被保険者名簿によると、昭和49年9月に第2回特例納付の催告を行った記録があるが、申立期間について特例納付された形跡は無い上、申立人も、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私や妻が集金人に二人分の保険料を納付していたので私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の妻は他界している上、申立人は、国民年金への加入手続や保険料の納付方法等についての具体的な記憶は無いとしているため、国民年金への加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間は8年余りと長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 587

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から44年3月まで

私は、申立期間当時、建築資材の販売をしていた両親の手伝いを兄と一緒にしており、母親が家族全員の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間について、私の分だけが未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、昭和41年10月から45年9月まで養子縁組を行っており、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年12月ごろに養子先の名字で払い出されていることが確認できるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立人の母親が家族全員の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間について、申立人の母親は現年度納付していることが確認できるものの、申立人が所持している国民年金手帳の納付記録欄によると、申立期間のうち、昭和42年度及び43年度の保険料については検認印が押されておらず、現年度納付されていないことが確認できることから、家族全員一緒に納付したという申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

昭和46年2月1日にA市へ転居した後、49年に、国民年金保険料を納付期限から2年1か月前にさかのぼって納付できることを知り、国民年金加入手続に必要と言われたので、以前勤めていたB市の会社まで厚生年金証書を取りに行った。同年7月ごろ、私が26歳の当時、その証書を持って市役所に手続に行き、職員から、「一人3万円を納付すれば厚生年金保険期間以降の国民年金の未納期間が埋まります。」と言われ納付した。その時領収書はもらったと思うが、今は手元に無い。夫と二人分の保険料であり、6万円という金額は大変であったのでよく覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間については、申立人の夫も未納となっている上、市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は、昭和52年5月及び同年6月に、その時点で遡^{そきゅう}及して納付することが可能な昭和50年度及び51年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料額は、申立人が申立期間について納付したとしている金額と一致していることから、申立人は、52年5月及び同年6月に納付した保険料を申立期間の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 589

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで
昭和 46 年 2 月 1 日に A 市へ転居した後、49 年に、国民年金保険料を納付期限から 2 年 1 か月前にさかのぼって納付できることを知り、同年 7 月ごろ妻が市役所に加入手続に行き、職員から「一人 3 万円を納付すれば厚生年金保険期間以降の国民年金の未納期間が埋まります。」と言われ納付した。その時の領収書等証明するものは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 4 月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間については、申立人の妻も未納となっている上、市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は、昭和 52 年 5 月及び同年 6 月に、その時点で遡^{そきゆう}及して納付することが可能な昭和 50 年度及び 51 年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料額は、申立人が申立期間について納付したとしている金額と一致していることから、申立人は、52 年 5 月及び同年 6 月に納付した保険料を申立期間の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

私はA町（現在は、B市）に転居して間もないころ、集金人から私の国民年金保険料に未納があるとの説明を受けたので、役場で未納分の保険料を計算してもらい、数回に分けて集金人に納付した。申立期間について、保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がA町に転入した時期（昭和 49 年 3 月）とほぼ同時期に払い出されており、この時に、昭和 43 年 6 月までさかのぼって被保険者資格を取得したものと考えられ、社会保険庁の記録によると、申立期間を含む 43 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は未納となっている。申立人は、当初、A町に転入する前のC市で国民年金に加入し、申立人の妻の国民年金保険料の納付に併せて自分の保険料も納付していたと主張し、申立人の妻が保険料の納付を開始した 45 年 4 月以降を申立期間としているが、その後、A町に転入してから申立期間の保険料を遡及^{そきゅう}して納付したとするなど、申立期間の保険料納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したC市においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人がA町に転入した時期は、第2回特例納付の実施期間内であったことから、申立人が特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられるが、申立人は、特例納付の対象とした期間や、納付した金額、納付した時期等について明確な記憶が無い上、

申立人は、特例納付等の保険料を集金人に納付したと主張しているが、B市に照会しても、申立期間当時、集金人が特例納付等による保険料を集金したことの確認もできなかった。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者（当時は、労働者年金保険。）として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月1日から18年1月まで

私は、昭和16年3月に小学校を卒業後、地元の会社で働いている時に徴用令で炭鉱へ勤務することとなり、昭和17年7月から18年1月までA事業所において勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶しているA事業所の所在地において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者の所在も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間に勤務していたとするB町において、炭鉱事業を営む2社の事業所が把握できたものの、社会保険事務所が保管している2社の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月から 36 年 4 月まで
② 昭和 36 年 5 月から 39 年ごろまで

昭和 32 年から 36 年ごろまでA県にあるB社（現在は、C社）のD工事現場で働いた後、台風の復旧工事のため、E県にある同社F出張所で働いた。いずれの事業所も労災保険に加入していた記憶があるため、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社G出張所及び同社F出張所における申立人の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社G出張所及び同社F出張所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、B社G出張所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 1 日までであり、同社F出張所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、35 年 1 月 1 日から 36 年 11 月 1 日までであることから、申立期間①のうち 33 年 2 月 28 日以前の期間及び 34 年 11 月 2 日以降の期間、並びに申立期間②のうち 36 年 11 月 2 日以降の期間については、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社G出張所及び同社F出張所の

健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②におけるB社G出張所及び同社F出張所の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚が、申立人は正社員ではなく、現場には正社員以外にも従業員が働いていたが、正社員以外の従業員の厚生年金保険の取り扱いについては不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 2 月 1 日まで

昭和 51 年 8 月に会社を退職し、いったん A 地方に戻った後、同年 10 月ごろより B 市にある C 社に勤務した。仕事の内容は C 社の親会社である D 社という会社の商品等を運送する仕事であった。52 年の正月には D 社に行き同社の社長の訓示を聞いた。その当時、急性腎炎で 1 週間入院し、その際に C 社での健康保険被保険者証を使用したはずである。私は同事業所で正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社に照会したところ、当時の事情を知っている事務担当者等は残っていないため不明であるとの回答があったものの、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和 52 年 2 月 1 日、資格喪失年月日は同年 4 月 29 日となっており、これは社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人は当時の C 社における同僚の氏名等を覚えていないため、社会保険事務所の記録により確認できる申立期間に同社における厚生年金保険被保険者であった 16 人のうち連絡先が判明した二人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の C 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 52 年 4

月 1 日資格取得、同年 4 月 28 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。